

所得税と相続税の課税関係に関する考察 生命保険年金の二重課税問題を中心として

要旨

生命保険年金の二重課税問題を争点として争われた平成18年11月7日長崎地裁判決は、一般新聞紙上で取り上げられるほど話題性の高い判決であった。本稿は、当該地裁判決とその控訴審をとりあげ、多くの先行評釈とは異なる解釈論を展開することによって同地裁の判断を概ね支持し、現行の取扱いの変更を迫るものである。

本稿は、納税者の主張する「経済的・実質的同一性」という用語をほとんど用いず、また、課税庁の主張する論理を正当なものとして理解を示しその主張を援用しつつ、生命保険年金に対する現行の雑所得課税の取扱いを否定する論理を展開した点、そして、生命保険の一時金に所得税が課税されない根拠を論理的に解明した点にその特徴がある。

上記地裁判決に係る控訴審では、課税庁は譲渡所得との類似性を主張し、納税者は生命保険の一時金との類似性を主張したが、裁判所はこれらの類似性に係る論理的な判断を行わず、ほぼ課税庁の主張を容認した。本稿では、この譲渡所得との比較、一時金との比較が重要な論点であると判断し、これらの比較を主眼として研究を進めた。

譲渡所得との比較については、二重課税問題の意義や許されない二重課税とは何かを検討し、譲渡所得課税と相続税について二重課税が原則となっている点を検討した。そして譲渡所得に限らず、相続等の移転による利得と、資産そのものが生み出す利得とは別個に計算されるものであり、繰り延べられた課税が顕在化することによって二重課税に見えるとしても、それぞれに課税されるのが公平を保つ要素であるため、課税庁の主張は合理性のある正当な主張であることを確認した。しかし、このような課税庁の立場に従えば、生命保険の一時金にも課税されるべきである。

わが国の現行所得税法には生命保険金を非課税とする規定はなく、相続財産（みなし相続財産を含む。）を非課税とする規定があるだけであるが、生命保険の一時金だけは非課税とされている。一時金について所得税が課税されない根拠を論理的に解明した先行研究を見出すことはできなかった。そこで所得税の課税根拠という原則に立ち返り、改めて譲渡

性資産と生命保険金の違いを浮き彫りにすることで、一時金に課税されない根拠を見出そうとした。

検討の結果たどりついたその最大の根拠は、保険事故発生前においては、繰り延べられるべき保険料負担者の帰属所得がないからであるというものである。生命保険金は、税法上は遺産と同様の取扱いを受けているが、私法上は保険金受取人が原始的に取得するものであり、保険事故発生前にはその資産性は否定されている。所得は未実現どころか、潜在的にも存在しないのである。

そして、この理由を前提として年金について検討すると、保険金受取人の所得の実現時期について論理上の歪が生じてくる。すなわち、相続税法では、生命保険年金は相続開始時に受給権の取得が実現したとして相続税を課税しているのに対し、所得税法上は、年金受取時に所得が実現したとして所得税を課税しているのである。そこで、所得税法においても、権利確定主義の原則に基づき、他の資産と同様に所得実現の時期を相続発生時であると考えるのが最も合理的ではないかとの結論に達した。つまり、生命保険年金も年金受給権の取得に係る一時所得である。従って、年金の受給はその権利の行使の結果に過ぎず、受取時に発現する所得は、利息相当額に過ぎない。これらの考え方は、著作権などの現行の課税実務に影響を与えることはなく、整合性を乱してはいないように思われる。

この年金二重課税問題は、解決を導くにあたり、相続税における遺産税か取得税かの問題と、所得税における課税単位、所得概念、実現概念、帰属概念の問題を再検討する必要がある困難な問題であったが、以上のとおり考察を行なった現在では、生命保険年金に対する現行の取扱いは、現行法の解釈上、改められるべきであると考えている。